

分科会論点（部会資料4-1記載）検討のための補充資料

- 1 付随義務・保護義務について（部会資料4-1第1, 4）
 - (1) 付随義務に関する規定の具体的な在り方（部会資料4-1第1, 4(1)）を検討するに当たり、以下の点についてどのように考えるか。
 - ① 契約の当事者が相手方に対して負う義務は当該契約において合意された義務に限られないことを明らかにすることの当否
 - ② 契約の当事者が当該契約において合意された義務以外に負う義務の内容は、契約をした目的を達するために必要であると認められるかどうかによって判断されるとすることの当否
 - ③ ②の必要性を判断するための考慮要素として、例えば、当事者の知識、経験、契約締結までの経緯などを列挙することの当否
 - (2) 保護義務に関する規定の具体的な在り方（部会資料4-1第1, 4(2)）を検討するに当たり、以下の点についてどのように考えるか。
 - ① 当事者は、保護義務として、債権の行使又は債務の履行に当たり、相手方の生命、身体、財産その他の利益を害してはならないとすることの当否。特にこのような趣旨では保護義務の範囲が広がりすぎるとの批判について。
 - ② 広がりすぎるとすると、これを限定する要件の内容
- 2 契約交渉の不当破棄について（部会資料4-1第2, 1）

契約交渉の不当破棄に関する規定の具体的な在り方を検討するに当たり、以下の点についてどのように考えるか。

 - ① 不当破棄の類型について、「交渉の経緯から相手方が契約の成立が確実であると通常考える場合において、当事者が合理的な理由なく契約の締結を拒絶したとき」（部会資料4-1第2, 1の本文(2)ア）という規律の当否
 - ② 不当破棄の類型以外に、契約交渉において当事者が負う義務について規定を設けることの当否及び義務の内容
- 3 説明義務・情報提供義務について（部会資料4-1第2, 2）

仮に、部会資料4-1第2, 2[22頁]の甲案を採るものとする場合に、説明義務・情報提供義務の規定の具体的な在り方を検討するに当たり、以下の点についてどのよ

うに考えるか。

- ① 説明義務・情報提供義務の対象を、「当該契約に関する事項であって、契約を締結するか否かについての判断に影響を及ぼすべき重要な事項に関する情報」とすることの当否
- ② 契約の当事者の一方が①の事項についての情報を [有し／容易に得ることができ]、かつ、相手方が（当該相手方に合理的に期待できる方法で）その情報を得ることが不可能又は（著しく）困難であることを要件とすることの当否
- ③ 当該相手方が契約を締結するか否かを判断するに当たって、当該情報を考慮することが必要であると認められることを要件とすることの当否
- ④ ③の必要であると認められるかどうかの判断するための考慮要素として、契約の性質、相手方の知識、経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯などを列挙することの当否
- ⑤ ③の必要性についての義務者の認識（可能性）を要件とすることの当否